

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理【組合】</p> <p>（１）意義</p> <p>組合は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等から適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>行政庁は、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組を最大限尊重しつつ、それが組合の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない組合に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理【組合】</p> <p>（１）意義</p> <p>組合は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等から適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>行政庁は、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組を最大限尊重しつつ、それが組合の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない組合に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組を促すこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2-2-3 早期警戒制度【共通】</p> <p>系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第94条の2第3項又は農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、<u>早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うこと</u>によって、該当する個々のリスク等の実態を当該系統金融機関のビジネスモデルや統合的なリスク管理の状況に照らして的確に把握するとともに、<u>系統金融機関の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととする。</u></p>	<p>改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組を促すこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2-2-3 早期警戒制度【共通】</p> <p>系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第94条の2第3項又は農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、<u>以下の①から③までの対応等を行うこととする。</u></p> <p>① 当局における分析</p> <p><u>基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性、リスクテイク、自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、系統金融機関が抱えている課題及びその原因について</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する系統金融機関に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該系統金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、監督部局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>仮説を構築する。</u></p> <p>② <u>対話を通じた課題の明確化と共有</u>  <u>構築した仮説に基づき、系統金融機関の自己評価を十分に踏まえながら、当局と系統金融機関との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</u></p> <p>③ <u>改善に向けた監督・対話</u>  <u>共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。</u></p> <p>(注1) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する系統金融機関に対し、<u>上記①から③までの監督上等の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該系統金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、監督部局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</u></p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p><u>なお、系統金融機関における改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するものとする。</u></p> <p>(注2) <u>個々のリスク等の基準に該当する系統金融機関に対しては、上記①から③までの取り組み方を基本としつつも、当該系統金融機関の規模・特性等に応じた対応を行うことに留意する。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２－３ 収益性</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(収益性改善措置)</p>	<p>Ⅱ－２－３ 収益性</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、<u>Ⅱ－２－２－３①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(収益性改善措置)</p>
<p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（組合については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）、農中については Tier 1 資本の額の 10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額のうちいずれか大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な</p>	<p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（組合については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）、農中については Tier 1 資本の額の 10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額のうちいずれか大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいう。）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p>	<p>指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいう。）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、<u>Ⅱ－2－2－3①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>Ⅱ－2－5 市場リスク</p>	<p>Ⅱ－2－5 市場リスク</p>
<p>Ⅱ－2－5－3 監督手法・対応【共通】</p>	<p>Ⅱ－2－5－3 監督手法・対応【共通】</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令</p>	<p>(2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、<u>Ⅱ－2－2－3①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>以下のア及びイにより、深度ある対話を行う必要があると認められる系統金融機関(組合は、以下のイの d を除いて平成 31 年 3 月期より適用)</u></p> <p><u>ア 重要性テスト</u></p> <p><u>ΔEVE(金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。))のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、農中においては農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成 19 年 3 月 23 日金融庁・農林水産省告示第 6 号。以下「農中法自己資本開示告示」という。)に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)の最大値が以下に該当する場合には、系統金融機関を下記イの対象とする。</u></p> <p><u>a 農中においては、Tier 1 資本の額の 15%を超える場合</u></p> <p><u>b 組合においては、自己資本の額の 20%を超える場合</u></p> <p><u>イ オフサイトモニタリングデータの追加分析</u></p> <p><u>収益性、リスクテイク、自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。具体的には、「系統金融機関がいわゆる銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」(農協法自己資本比率告示及び農中法自己資本比率告示に定める自己資本の最低水準を上回る額をいう。以下この②において同じ。)との関係を基本的な着眼点としつつ、以</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>下の観点等を踏まえ、系統金融機関と深度ある対話を行う必要性について判断する。</u></p> <p>a <u>「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係（組合の「自己資本の余裕」には有価証券の含み損益を勘案する。）</u></p> <p>b <u>「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係</u></p> <p>c <u>「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係</u></p> <p>d <u>「金利ショックが将来収益に与える影響」（組合は平成 32 年 3 月期より適用）</u></p> <p><u>（注 1）系統金融機関が、内部モデルを使用して金利リスクを計測する場合には、モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報（目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等）、管理の枠組み（方針、検証の手順、組織体制等）及び検証の過程が適切に文書化されることを求めるものとする。また、監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する。</u></p> <p><u>（注 2）系統金融機関が、金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、いわゆる行動オプション性（流動性預貯金の滞留、固定金利貸出の期限前返済、定期預貯金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラインの実行等、金利変動に対する利用者の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響）を、内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することを求めるものとする。</u></p> <p><u>（注 3）重要性テストに該当したことをもって、系統金融機関が過大な</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② アウトライヤー基準（金利リスク量（標準的金利ショック（ア. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はイ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額。<u>農中</u>にあっては特定取引に係るものを除く。）が自己資本の額（<u>農中</u>にあっては総自己資本の額）の 20%を超えるもの）に該当する<u>系統金融機関</u></p> <p>（注 1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>ア アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記ア、イの 2 種類の金利ショック）は<u>系統金融機関</u>の選択に委ねられる。</p> <p>イ 上述のように、金利リスク量はコア預貯金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預貯金について、以下の a 又は b の定義を用いることとする。一度選択したコア預貯金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。</p> <p>a i) 過去 5 年の最低残高 ii) 過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は iii) 現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は 5 年以内（平均 2.5 年）として<u>系統金融機関</u>が独</p>	<p><u>リスクテイクを行っている</u>とみなされるものではない。また、<u>オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。</u></p> <p>③ アウトライヤー基準（金利リスク量（標準的金利ショック（ア. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はイ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額。）が自己資本の額の 20%を超えるもの）に該当する<u>組合</u>（<u>上記②の適用開始まで</u>）</p> <p>（注 1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>ア アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記ア、イの 2 種類の金利ショック）は<u>組合</u>の選択に委ねられる。</p> <p>イ 上述のように、金利リスク量はコア預貯金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預貯金について、以下の a 又は b の定義を用いることとする。一度選択したコア預貯金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。</p> <p>a i) 過去 5 年の最低残高 ii) 過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は iii) 現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は 5 年以内（平均 2.5 年）として<u>組合</u>が独自に定め</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>自に定める。</p> <p>b <u>系統金融機関</u>の内部管理上、合理的に預貯金者行動をモデル化し、コア預貯金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</p> <p>ウ 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を行政庁に説明できる場合には使用することができることとする（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対利用者レートの予測推定に基づくリスク計算など。）</p> <p>(注2) アウトライヤー基準に該当する場合であっても、<u>当該系統金融機関</u>の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、行政庁としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>Ⅱ-2-6 流動性リスク Ⅱ-2-6-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、預貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>原因及び改</u></p>	<p>る。</p> <p>b <u>組合</u>の内部管理上、合理的に預貯金者行動をモデル化し、コア預貯金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</p> <p>ウ 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を行政庁に説明できる場合には使用することができることとする（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対利用者レートの予測推定に基づくリスク計算など。）</p> <p>(注2) アウトライヤー基準に該当する場合であっても、<u>当該組合</u>の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、行政庁としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>Ⅱ-2-6 流動性リスク Ⅱ-2-6-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、預貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>Ⅱ-2-2</u></p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>善策等について、<u>深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（資金繰り改善措置）</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>Ⅲ-4-10-4-4-1 組合（農協法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)、第205条第1号ハ(3)及び第207条関係）【組合】</p> <p><u>(1) 一般的な留意事項</u></p> <p>自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第1号）<u>の趣旨に従って適切に実施される必要がある</u>。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報</p>	<p><u>－3①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（資金繰り改善措置）</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>Ⅲ-4-10-4-4-1 組合（農協法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)、第205条第1号ハ(3)及び第207条関係）【組合】</p> <p>自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第1号）<u>に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある</u>。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 定性的な開示事項</p> <p>① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</p> <p>ア 「<u>自己資本比率告示第11条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団</u>（以下「<u>連結グループ</u>」という。）に属する会社と<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき<u>連結の範囲</u>（以下「<u>会計連結範囲</u>」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農協法自己資本比率告示第11条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</li> <li>・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</li> </ul> <p>イ (略)</p>	<p>開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p><u>(注) Ⅲ-4-10-4-4-1は、主に組合が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、組合が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</u></p> <p>(1) 定性的な開示事項</p> <p>① 「<u>連結の範囲に関する次に掲げる事項</u>」について</p> <p>ア 「<u>連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団</u>（<u>連結グループ</u>）に属する会社と<u>連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲</u>（<u>会計連結範囲</u>）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農協法自己資本比率告示第11条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</li> <li>・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</li> </ul> <p>イ (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針。また、会計方針を変更した場合には、財務諸表規則第8条の3に準じた事項</p> <p>⑨ (略)</p>	<p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針(会計方針を変更した場合には、財務諸表規則第8条の3に準じた事項を含む。)</p> <p>⑨ (略)</p>
<p>(3) 定量的な開示事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「貸借対照表計上額、時価」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>(2) 定量的な開示事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「貸借対照表計上額及び時価」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p> <p>⑥ (略)</p>
<p>Ⅲ-4-10-4-4-2 農中(農中法施行規則第112条第5号二、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係)【農中】</p>	<p>Ⅲ-4-10-4-4-2 農中(農中法施行規則第112条第5号二、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係)【農中】</p>
<p>(1) 一般的な留意事項</p> <p>自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱(最低所要自己資本比率)及び第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、<u>農林中央金庫の自己資本の充実の状況等</u>についての開示事項(平成19年3月23日</p>	<p>自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱(最低所要自己資本比率)及び第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、<u>農中法自己資本開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。ま</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>金融庁・農林水産省告示第6号。以下「農中法自己資本開示告示」という。</u>)の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで農中の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 定性的な開示事項</u></p> <p>① 「<u>連結の範囲に関する次に掲げる事項</u>」について</p> <p>ア. 「<u>自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農中法自己資本比率告示第3条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、</li> </ul>	<p>た、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで農中の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p><u>(注) Ⅲ-4-10-4-4-2は、主に農中が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、農中が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</u></p> <p><u>(1) 定性的な開示事項</u></p> <p>① 「<u>連結の範囲に関する次に掲げる事項</u>」について</p> <p>ア. 「<u>連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農中法自己資本比率告示第3条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</li> </ul>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>持分法適用、比例連結等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</li> </ul> <p>イ. 「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」には、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容が、<u>一覧表示等の方法により適切に記載されているか。</u></p> <p>② 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>ア 「リスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a <u>リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告をするための態勢</u></li> <li>b <u>貸倒引当金の計上基準</u></li> <li>c <u>信用リスクの算出に当たり、基礎的内部格付手法あるいは先進的内部格付手法を採用しているにもかかわらず、農中が採用していない手法を部分的に適用している場合には、各手法が適用されるエクスポージャーの性質及びエクスポージャーを適切な手法に完全に移行させるための計画の説明</u></li> </ul> <p>イ 「<u>エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関等の名称</u>」について、すべての法人等向けエクスポージャー(中小企業等向けエクスポージャーを除く。)に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。</p> <p>ウ 「<u>内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</u>」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</li> </ul> <p>イ. 「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」には、<u>一覧表示等の方法により、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容</u></p> <p>② 「<u>農中全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」</p> <p>ア <u>農中のビジネスモデルとリスクプロファイルとの整合性がどのように確保されているかの説明(例えば、ビジネスモデルに係る主要なリスクの説明と、その主要なリスクが、それぞれのリスクカテゴリーのなかでどのように管理され、開示されているかの説明等)及び農中のリスクプロファイルが、理事会で承認されたリスク許容量とどのように関連付けられているかの説明</u></p> <p>イ <u>リスク・ガバナンス体制。例えば、農中内における責任の所在(それぞれの権限、権限の委譲、リスクカテゴリー別及び事業部門別の責任の分担等)、リスク管理プロセスに関与する組織、部門間の関係(理事会、理事、各リスク委員会、各リスク管理部門、コンプライアンス部門、内部監査部門等)</u></p> <p>ウ <u>農中内でリスク文化を醸成するための方法(行動規範、リミットの管理方法や抵触した場合の手続、業務担当者(ビジネスライン)とリスク管理部署との間でリスクに係る課題を提起、共有するための手続</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>a 「使用する内部格付手法の種類」について、内部格付手法について段階的適用を行う場合は、移行期間を記載しているか。</p> <p>b 「内部格付制度の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <p>(a) 内部格付制度の構造（内部格付を付与するに当たり、外部格付を主要な要素として用いている場合は、両者の関係についての説明を含む。）</p> <p>(b) 自己資本比率算出目的以外での各種推計値の利用状況</p> <p>(c) 内部格付制度の管理と検証手続</p> <p>エ 「次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要」には、各ポートフォリオについて以下の内容が記載されているか。</p> <p>a 各ポートフォリオに含まれるエクスポージャーの種類</p> <p>b PD（先進的内部格付手法を採用している場合には加えてLGD及びEAD）の推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ（これらの変数の導出に用いられた前提を含む。）</p> <p>c 農中法自己資本比率告示で定められたデフォルトの定義との相違点が存在し、かつ、当該相違点が重要であると判断される場合には、当該相違点の内容に関する説明（当該相違点が影響を与えるポートフォリオの種類の説明を含む。）</p> <p>③ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <p>ア 貸出金と農中預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等</p> <p>イ 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用</p>	<p>等)</p> <p>エ リスク計測システムの対象範囲と主な特徴</p> <p>オ 理事及び理事会等へのリスク情報の報告手続き。特に、エクスポージャーに関する報告の範囲と主な内容</p> <p>カ ストレス・テストに関する定性的情報（ストレス・テストの対象となるポートフォリオ、採用したシナリオと使用した手法、リスク管理におけるストレス・テストの利用等）</p> <p>キ 農中のビジネスモデルから生じるリスクを管理、ヘッジ、削減するための戦略と手順、ヘッジと削減策の継続的な有効性をモニタリングするための手順</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>ア 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</p> <p>a ビジネスモデルに基づいた信用リスクプロファイルの説明</p> <p>b 信用リスク管理方針を決定し、信用リスク限度額を設定する基準と方法</p> <p>c 信用リスク管理・コントロールに関する体制と組織</p> <p>d 信用リスク管理部門、与信管理部門、コンプライアンス部門、内部監査部門の関係</p> <p>e 信用リスクエクスポージャーと信用リスクの管理機能に係る報告の範囲と主な内容</p> <p>イ 「会計上の引当て及び償却に関する基準の概要」</p> <p>a 引当て・償却の方針及び方法（信用格付付与、債務者区分、債権区分、資産分類の概要（区分の定義、区分方法及び対象資産の範囲に関する説明を含む。）と引当て・償却の額の算定方法を含む。）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>いている取引の種類、範囲等</u></p> <p>ウ <u>担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要</u></p> <p>エ <u>主要な担保の種類</u></p> <p>オ <u>保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明</u></p> <p>カ <u>信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報</u></p> <p>④ <u>「派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</u></p> <p>ア <u>リスク資本及び信用供与枠の割当方法に関する方針</u></p> <p>イ <u>担保による保全及び引当金の算定に関する方針</u></p> <p>ウ <u>農中の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明</u></p> <p>⑤ <u>「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について</u></p> <p>ア <u>「リスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</u></p> <p>    a <u>リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢</u></p> <p>    b <u>農中の証券化取引についての方針（証券化によるリスク移転の程度及びリスクの種類を含む（再証券化取引を行っている場合は、区別して記載すること。））</u></p> <p>    c <u>農中の証券化取引における役割（オリジネーター、投資家、サービス、信用補完の提供者、ABC Pのスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等）及び関与の度合</u></p>	<p>b <u>債権を危険債権以下に区分しない（あるいは破綻懸念先以下に区分されている先に対する債権と判定しない）ことを許容する三月以上延滞債権の延滞日数の程度、及びその理由</u></p> <p>c <u>貸出条件の緩和を実施した債権（三月以上延滞債権及び危険債権以下に該当するものを除く）の定義（三月以上延滞債権及び危険債権以下に区分しない条件、貸出条件の緩和を実施したことに伴い引当金の額を増加させる条件の説明を含む。）</u></p> <p>d <u>引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクのパラメーターの主要な差異（デフォルトの定義やパラメーターの算出方法の差異を含む。差異がない場合は差異がないことの説明を含む。）</u></p> <p>ウ <u>「標準的手法を採用している場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」については、農中法自己資本比率告示第 28 条第 1 項に基づき、個別格付が付与されていない債権に、当該債務者が負っている他の債務の個別格付を適用している場合、その適用に当たっての運用プロセス及び適用状況の説明</u></p> <p>エ <u>「内部格付手法を採用している場合にあっては、次に掲げる事項」のうち、「内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要」</u></p> <p>    a <u>「資産区分ごとの格付付与手続」については、各ポートフォリオにおいて用いられる主なモデルの数、同一のポートフォリオに含まれるモデル間の主要な差異に関する説明</u></p> <p>    b <u>「パラメーター推計及びその検証体制」</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>d <u>証券化エクスポージャーに内在する信用リスク及びマーケット・リスク以外のリスク（例えば、流動性リスク）がある場合には、その性質</u></p> <p>イ <u>「体制の整備及びその運用状況の概要」には、再証券化エクスポージャーを保有している場合は、証券化エクスポージャーとの差異を含めて記載されているか。</u></p> <p>ウ <u>「当該証券化目的導管体の種類及び農林中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別」には、少なくとも当事業年度に行った証券化取引について記載されているか。また、保有する証券化エクスポージャーをオンバランス取引又はオフバランス取引のいずれとして取り扱っているかの別を含めて記載されているか。</u></p> <p>エ <u>「農林中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、農林中央金庫が行った証券化取引（農林中央金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称」には、少なくとも当事業年度に行った証券化取引について記載されているか。</u></p> <p>オ <u>「証券化取引に関する会計方針」には、以下の内容が記載されているのか。</u></p> <p>a <u>証券化取引を資産の売却あるいは資金の調達等どのように会計上認識しているか。</u></p> <p>b <u>資産の売却をどの時点で認識しているか。</u></p> <p>c <u>証券化エクスポージャーの留保持分評価の前提等。変更があった場合は、その概要と影響。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>PD：推計と検証のための定義、方法、データに係る説明（デフォルトの可能性が低いポートフォリオ（LDP：Low Default Portfolio）のPDの推計方法、規制上のフロアの適用状況、少なくとも過去3期分のPDの推計値と実績デフォルト率の間の差異の主な要因等）</u></li> <li>・ <u>LGD：景気後退期LGDの推計方法、LDPのLGDの推計方法、デフォルト時からエクスポージャーの清算（終結）までに要する期間に係る説明等</u></li> <li>・ <u>EAD：EAD推計に当たって用いられた前提や仮定等</u></li> </ul> <p>c <u>「内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>使用するモデルの開発、承認、変更手続きを行う部門の役割</u></li> <li>・ <u>リスク管理部門と内部監査部門との関係、モデルの検証機能がモデル開発から独立していることを確保する手続</u></li> <li>・ <u>モデルに係る報告の範囲と主な内容</u></li> </ul> <p>④ <u>「信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p> <p>ア <u>ネットティングを利用する方針及びプロセスの基本的な特徴並びにネットティングの利用状況に係る説明</u></p> <p>イ <u>担保評価・担保管理の方針・プロセスの基本的な特徴</u></p> <p>ウ <u>使用する信用リスク削減手法におけるマーケット・リスク又は信用リスクの集中状況に関する説明（例えば、保証人の種類別、担保の種類別又はクレジット・デリバティブにおけるプロテクションの提供者別にエクスポージャーを集計したときの、特定の区分へのエクスポー</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>d <u>デリバティブ等他の会計方針と合成型証券化の会計方針が異なる場合は、その説明。</u></p> <p>e <u>証券化取引を目的として保有している資産についての評価方法及び固有勘定（いわゆる銀行勘定）又は特定取引勘定のいずれに計上しているか。</u></p> <p>f <u>証券化エクスポージャーに提供している流動性補完、信用補完、その他の事前の資金の払込みを行わない信用供与について、貸借対照表において負債として認識するための方針。</u></p> <p>カ <u>「内部評価方式を用いている場合には、その概要」には、以下の内容が記載されているか。</u></p> <p>a <u>内部評価のプロセス及び内部評価のプロセスを統制する仕組み（統制を行う者の独立性、説明責任、内部評価のプロセスに対する評価結果等を含む。）</u></p> <p>b <u>内部評価と適格格付機関の付与する外部格付との関係（当該適格格付機関についての情報も含む。）</u></p> <p>c <u>所要自己資本の計算目的以外の内部評価の利用方法</u></p> <p>d <u>内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーの種類及びエクスポージャーの種類毎の信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクター</u></p> <p>キ <u>「定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容」の例としては、証券化取引を目的として保有している資産の額に重要な変更が生じた場合及び固有勘定（いわゆる銀行勘定）と特定取引勘定との間の移動があった場合等が考えられる。</u></p> <p>⑥ <u>「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」について</u></p>	<p><u>ジャーの集中状況)</u></p> <p>⑤ <u>「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p> <p>ア <u>カウンターパーティ及び中央清算機関に対するエクスポージャーに関するリスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針</u></p> <p>イ <u>担保、保証、ネットティングその他の信用リスク削減手法に関する評価並びに担保等の管理の方針及び処分手続の概要</u></p> <p>ウ <u>誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理のための方針</u></p> <p>エ <u>農中の信用力悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明</u></p> <p>⑥ <u>「証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項」</u></p> <p>ア <u>「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」については、農中の証券化取引についての方針（証券化によるリスク移転の程度及びリスクの種類を含む。）（固有勘定（いわゆる銀行勘定）と特定取引勘定を区別すること。また、再証券化取引を行っている場合は、区別すること。以下この⑥において同じ。）</u></p> <p>イ <u>「体制の整備及びその運用状況の概要」については、再証券化エクスポージャーを保有している場合は、証券化エクスポージャーとの差異</u></p> <p>ウ <u>「証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別」については、少なくとも当事業年度に行った証券化取引のほか、農中が自己資本比率を算出する上で当該証券化目的導管体を連結の範囲に含めているかどうかの別</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ア 「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。</p> <p>イ 「追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要」には、追加的リスクの計測対象としているデフォルトの定義及び格付区分の概要、流動性ホライズンの決定方法並びに追加的リスク計測モデルの検証方法を含めて記載されているか。</p> <p>ウ 「包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要」には、包括的リスクの計測対象としているリスクの種類及びその評価方法並びに包括的リスク計測モデルの検証方法（ストレス・テストの活用方法を含む。）を含めて記載されているか。</p> <p>⑦ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。</p> <p>⑧ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引に係るものを除く。）」には、以下の内容が記載されているか。</p> <p>ア リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢</p> <p>イ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</p> <p>ウ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針。また、会計方針を変更した場合には、財務諸表規則第8条の3に準じた事項</p> <p>⑨ 「金利リスク（特定取引に係るものを除く。）に関する次に掲げる事項」について</p> <p>ア 「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、</p>	<p>エ 「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団の子法人等及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に参与し又は助言を提供しているものの名称」については、少なくとも当事業年度に行った証券化取引</p> <p>オ 「内部評価方式を使用している場合には、その概要」</p> <p>a 内部評価のプロセス及び内部評価のプロセスを統制する仕組み（統制を行う者の独立性、説明責任、内部評価のプロセスに対する評価結果等を含む。）</p> <p>b 内部評価と適格格付機関の付与する外部格付との関係（当該適格格付機関についての情報も含む。）</p> <p>c 所要自己資本の計算目的以外の内部評価の利用方法</p> <p>d 内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーの種類及びエクスポージャーの種類毎の信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクター</p> <p>⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>ア 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</p> <p>a 農中のトレーディング活動の戦略目標及びマーケット・リスク管理のプロセス</p> <p>b マーケット・リスク管理部署の体制及び役割</p> <p>c リスク量に関する報告及び計測システムの範囲と主な内容</p> <p>イ 「内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲」</p> <p>a バリュース・アット・リスク及びストレス・バリュース・アット・リ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。</u></p> <p><u>イ 「農林中央金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要」には、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）、リスク計測の頻度等が記載されているか。</u></p> <p><u>⑩ 「貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明」として以下の内容が記載されているか。また、本項目の記載に当たってはバーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」（2012年6月）の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自己資本の構成に関する開示項目のうち貸借対照表（連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合は、農中法自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表。以下⑩において同じ。）に表示される科目の一部を構成するものが存在する場合には、当該内訳部分とその額</u></li> <li>・ <u>貸借対照表に表示される科目又は上記内訳部分が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参照番号・記号及びその他必要な説明</u></li> <li>・ <u>連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合において、農中法自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した連結貸借対照表の内容と異なる場合には、その差異</u></li> </ul>	<p><u>スク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>i) 内部モデル方式の適用範囲（リスクカテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別）</u></li> <li><u>ii) グループ内の異なる拠点において、複数のモデルを使用している場合には、拠点別の使用しているモデルに関する説明</u></li> <li><u>iii) モデルの概要</u></li> <li><u>iv) 内部管理に用いるモデルと規制上のモデルに差異がある場合には、その差異に関する説明</u></li> <li><u>v) バリュエーション・アット・リスクに関する以下の事項</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ヒストリカル・データの更新頻度</u></li> <li>・ <u>ヒストリカル・データの観測期間</u></li> <li>・ <u>ヒストリカル・データの重み付けの方法</u></li> <li>・ <u>10 営業日を下回る保有期間によって算出したバリュエーション・アット・リスクについては保有期間の換算方法</u></li> <li>・ <u>バリュエーション・アット・リスクの合算方法（一般市場リスクと個別リスクの合算、リスク・ファクター間の合算等）</u></li> <li>・ <u>価格再評価の手法（フルバリュエーション法、センシティブティ法等）</u></li> <li>・ <u>リスク・ファクターの変動の捕捉（絶対リターン、相対リターン等）</u></li> </ul> </li> <li><u>vi) ストレス・バリュエーション・アット・リスクに関する以下の事項</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ストレス期間の選定方法とその根拠</u></li> <li>・ <u>価格再評価の手法（フルバリュエーション法、センシティブティ法等）</u></li> </ul> </li> </ul>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>10 営業日を下回る保有期間によって算出したストレス・バリュー・アット・リスクについては保有期間の換算方法</u></li> <li><u>vii) ストレス・テストに関する説明</u></li> <li><u>viii) バックテストに関する説明</u></li> <li><u>ix) 内部モデルに使用するパラメーターの検証体制</u></li> <li><u>x) その他モデル検証手法に関する説明</u></li> <li><u>b 追加的リスク</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>i) モデルの概要</u></li> <li><u>ii) デフォルト及び格付遷移の織り込み方法</u></li> <li><u>iii) 各種パラメーターの推定方法（PD/LGD、遷移確率、相関等）</u></li> <li><u>iv) 流動性ホライズンの設定方法に関する説明</u></li> <li><u>v) モデル検証手法</u></li> </ul> </li> <li><u>c 包括的リスク</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>i) モデルの概要</u></li> <li><u>ii) デフォルト及び格付遷移の織り込み方法</u></li> <li><u>iii) 各種パラメーターの推定方法（PD/LGD、遷移確率、相関等）</u></li> <li><u>iv) 流動性ホライズンの設定方法に関する説明</u></li> <li><u>v) モデル検証手法</u></li> </ul> </li> <li>⑧ <u>「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」のうち、「リスク管理の方針及び手続の概要」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</u></li> <li>⑨ <u>「出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージ</u></li> </ul>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>ヤーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」</p> <p>ア <u>リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</u></p> <p>イ <u>その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</u></p> <p>ウ <u>株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合については、財務諸表規則第8条の3に準じた事項を含む。）</u></p> <p>⑩ <u>「金利リスクに関する次に掲げる事項」</u></p> <p>ア <u>「リスク管理の方針及び手続の概要」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明</u></li> <li>・ <u>リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明</u></li> <li>・ <u>金利リスク計測の頻度</u></li> <li>・ <u>ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明</u></li> </ul> <p>イ <u>「金利リスクの算定手法の概要」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>農中法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math>（金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出対象となっているものを除く。）のうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、農中法自己資本開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑩において同じ。）並びに農中がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに</u></li> </ul>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>関する以下の事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期</u></li> <li>— <u>流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期</u></li> <li>— <u>流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提</u></li> <li>— <u>固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提</u></li> <li>— <u>複数の通貨の集計方法及びその前提</u></li> <li>— <u>スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）</u></li> <li>— <u>内部モデルの使用等、<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math>に重大な影響を及ぼすその他の前提</u></li> <li>— <u>前事業年度末の開示からの変動に関する説明</u></li> <li>— <u>計測値の解釈や重要性に関するその他の説明</u></li> </ul> <p>・ <u>農中が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、農中法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math>以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>金利ショックに関する説明</u></li> <li>— <u>金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農中法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math>と大きく異なる点）</u></li> </ul> <p>⑪ <u>「貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明」</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>本項目の記載に当たっては、バーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」（2012年6月）の趣旨を十分に踏まえる。</u></p> <p><u>ア 自己資本の構成に関する開示事項のうち、貸借対照表（連結自己資本比率を算出する農中が、連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合は、農中法自己資本比率告示第11条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表をいう。以下この⑪において同じ。）に表示される科目の一部を構成するものが存在する場合には、当該内訳部分とその額</u></p> <p><u>イ 貸借対照表に表示される科目又は上記アの内訳部分が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参照番号、記号及びその他の必要な説明</u></p> <p><u>ウ 連結自己資本比率を算出する農中が、連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合において、農中法自己資本比率告示第11条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した連結貸借対照表の内容と異なる場合には、その差異</u></p> <p><u>⑫ 「自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明」</u></p> <p><u>ア 農中法自己資本開示告示別紙様式第2号第2面で複数のリスク区分にまたがる勘定科目やリスク区分との紐づけが困難な勘定科目についての定性的な説明</u></p> <p><u>イ 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異について、農中法自己資本開示告示別紙様式第2号第3面で示される主要な差異項目の説明</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 定量的な開示事項</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>ア 「内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳」について、基礎的内部格付手法及び先進的内部格付手法の両方を部分的に使用する場合には、手法ごとに記載しているか。</p> <p>イ 「内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。</p> <p>② 「信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項」について</p> <p>ア 「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳」には、以下の内容が記載されているか。</p> <p>a 期中平均残高の計算に日次平均を用いていない場合は、計算方法</p> <p>b 信用リスクの計算に当たって複数の手法を使用している場合にあっては、使用している手法ごとのエクスポージャーの期末残高</p> <p>イ 「エクスポージャーの主な種類別の内訳」の例として(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、(b)債券、(c)OTCデリバティブの3類型</p>	<p>(2) 定量的な開示事項</p> <p>定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合に、その要因に係る説明。</p> <p>① 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について、本項目の記載に当たっては、農中の保有する資産の質（Credit Quality of Assets）に係る定量的な開示事項の情報を補完する目的を踏まえる。</p> <p>ア 「主な種類別の内訳」の例として(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、(b)債券の2類型等が考えられる。</p> <p>イ 「地域別」については、少なくとも国内及び国外の区分</p> <p>ウ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高（危険債権以下に該当するものを除く。延滞期間は、「1ヵ月未満」「1ヵ月以上2ヵ月未満」「2ヵ月以上3ヵ月未満」「3ヵ月以上」等の区分を行うものとする。）</p> <p>② 農中法自己資本開示告示第2条第4項第3号イの額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものについては、農中法自己資本開示告示第2条第4項第3号に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表するG-SIBsの選定指標に係るインストラクションに従った適切な開示。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>等が考えられる。</u></p> <p>ウ 「地域別」について、少なくとも国内及び国外に区分しているか。</p> <p>エ 「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定」の「増減額」について、増減の内訳を記載しているか。</p> <p>オ 「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても区分しているか。</p> <p>カ 「内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項」について</p> <p>a 債務者格付あるいはプールを統合して開示する場合には、内部格付手法において使用される債務者格付あるいはプールの全体的な分布状況が理解し得るような方法で統合を行っているか。</p> <p>b 「適切な数のE L区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析」について、このようにE L区分を用いた開示を実施する場合には、開示の利用者に対して十分意味のある信用リスクの分解という観点で適切なE L区分となっているか。</p> <p>キ 「内部格付手法を適用する」「エクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析」について、要因分析には、PD、LGD及びEADの水準についての分析が記載されているか。</p> <p>ク 「内部格付手法を適用する」「エクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比」について、対比期間は内部格付制度及び推計値の精度を評価するために十分に長期であるか。</p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>③ 「信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項」について、合成型証券化取引の一部として扱われるクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法の情報開示から除き、証券化エクスポージャーに関する情報開示に含めているか。</p> <p>④ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について</p> <p>ア 「農林中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」及び「農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について</p> <p>a <u>オリジネーターである農中が、当事業年度に行った証券化取引のうち、農中が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引については、別に記載されているか。</u></p> <p>b <u>スポンサー業務のみにより生じる証券化エクスポージャーとその他の証券化エクスポージャーがある場合は、必要があれば両者が区別して記載されているか。</u></p> <p>イ 「主な原資産の種類別の内訳」の例として、クレジットカード与信、住宅ローン、自動車ローン等が考えられる。</p> <p>ウ 「当期の損失額」には、償却・引当及びI/Oストリップスの償却が含まれているか。</p> <p>エ 「保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳」には、オンバランス取引とオフバランス取引とが区別して記載されているか。</p> <p>オ 「保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイト</p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>の区分ごとの残高及び所要自己資本の額」には、オンバランス取引とオフバランス取引とが区別して記載されているか。</u></p> <p>カ <u>「自己資本から控除した証券化エクスポージャー」には、信用補完機能を持つI/Oストリップスが含まれているか。</u></p> <p>⑤ <u>「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。）」の「貸借対照表計上額、時価」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</u></p> <p>⑥ <u>「金利リスクに関して農林中央金庫が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じて通貨ごとの内訳を適切に開示しているか。</u></p> <p>⑦ <u>農中法自己資本開示告示第3条第5項第1号の額を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが2千億ユーロを超える場合については、農中法自己資本開示告示第3条第5項に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表するG-SIBsの選定指標に係るインストラクションに従い、適切に開示しているか。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 半期および四半期ごとの開示事項</u></p> <p>① <u>農中においては、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、農中法自己資本比率開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び第5条に規定する</u></p>	<p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 半期および四半期ごとの開示事項</u></p> <p>① <u>農中法自己資本開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び同告示第6条に規定する事項につき四半期ごとの開示が適切になされる</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>事項につき四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>② <u>農中法自己資本開示告示第5条第1項第13号</u>に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、<u>第5条第1項第12号</u>に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることが出来るように記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、農中が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p>	<p>必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p><u>また、農中法自己資本開示告示第6条に掲げる農中における四半期の開示事項のうち、第1項第9号及び第11号から第13号、第15号並びに第16号に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p><u>農中法自己資本開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第7号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p><u>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>② <u>農中法自己資本開示告示第6条第1項第13号</u>に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、<u>同項第12号</u>に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることが出来るように記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>③ 「前年度半期（前四半期）の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前年度半期（前四半期）における連結レバレッジ比率から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</p> <p>Ⅲ－４－１０－５ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>③ 「前年同期（半期）又は前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前年同期（半期）又は前四半期における連結レバレッジ比率から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因。</p> <p>Ⅲ－４－１０－５ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示方針の策定</p> <p>① 理事会による、開示に係る手続及び体制を定めた開示方針の策定並びに組織内への周知</p> <p>② 当該開示方針の主要内容に係るディスクロージャー誌等への記載</p> <p>③ 理事会及び上級管理職による、当該開示方針に従った適切な開示を行うための体制整備</p> <p>④ ディスクロージャー誌等における当該開示方針に従った適切な開示が行われていることを経営陣等が確認している旨の記載</p> <p>(3) (略)</p>